

# 賞与計算時の保険料にご注意願います！

先般ご案内の通り、年度がわりで保険料率に変更されましたが、給与計算だけでなく、賞与計算時にも変更をお忘れなく、お願い致します。

例：社会保険・雇用保険加入、45歳、賞与額 343,400円

健康保険料	16,567円
介護保険料	3,121円
厚生年金保険料	31,384円
雇用保険料	2,060円（建設事業は2,404円）

種類	天引き率
健康保険	48.3/1,000（協会けんぽ石川支部）
介護保険	9.1/1,000
厚生年金保険	91.5/1,000
雇用保険	[一般事業] 6/1,000 [建設事業] 7/1,000

## \*社会保険（健康保険、介護保険、厚生年金保険）の保険料について

- ・賞与額の内1,000円未満は対象外のため、343,000円が保険料対象です。  
※雇用保険料は343,400円全額が対象
- ・賞与支払月の途中で退職した場合は、保険料は掛かりません。  
賞与支払日：7月10日 退職日7月20日→保険料が掛からない  
退職日7月31日→保険料が掛かる  
※雇用保険料はどちらの退職日でも掛かる
- ・保険料の端数  
1円未満については、社内取り決めが特になければ、50銭を超えるときに1円に切り上げます。

介護保険料の端数については、当事務所では、健康保険料と介護保険料を合算率で計算して、端数計算をしています。そして、その額から、健康保険料（端数計算済み）を引いて、介護保険料を算出しています。

- ・保険料上限（下記賞与額を超えると、それ以上保険料は掛かりません）  
健康保険・介護保険：年間573万円 厚生年金保険：1ヶ月150万円

不明点・ご質問がある場合は、ご訪問時でもお電話でもお気軽にお聞き下さい。

令和5年5月6日

社会保険労務士 山田事務所

代表 三井 敏彦

TEL 221-2114